

ケーススタディ①⑦
福井県大野市における取組状況

令和 7 年 1 2 月

目次

1. 大野市の概要
2. 森林経営管理制度関連の取組
3. 九頭竜共生の森の概要
4. 意向調査の概要
5. 所有者探索の概要
6. 森林の所有状況など
7. これまでの管理状況
8. 森林の現況
9. 経営管理の内容
10. 収益の分配方法
11. 検討委員会でご議論いただきたい事項

1 大野市の概要

- 大野市は、福井県の東部に位置し、1,000m級の山々は水源涵養機能の高い森林が大部分を占め、降雨がダムに注ぎ、九頭竜川となって北西へ貫流している。
- 森林面積は約75,000haで、総面積の約9割を占めている。
- 私有林面積は約55,000haで、スギを主体とした人工林の面積は約17,000ha、そのうち、私有人工林面積は約9,000haである。
- また、人工林のうち半数は伐期を迎えつつあるが、山村の過疎化・高齢化、ダム建設等による離村を背景に、所有者不明や境界不明な森林が増え、森林整備が遅れている。

❖大野市及び対象林分の位置

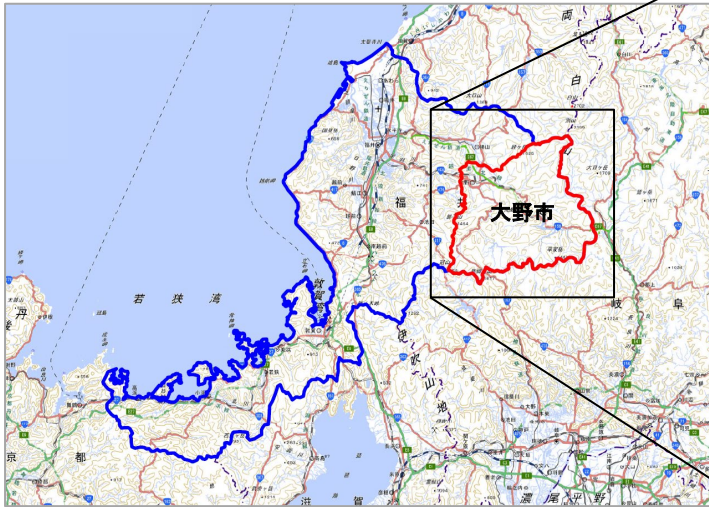


図1 福井県大野市の位置



図2 九頭竜共生の森の位置

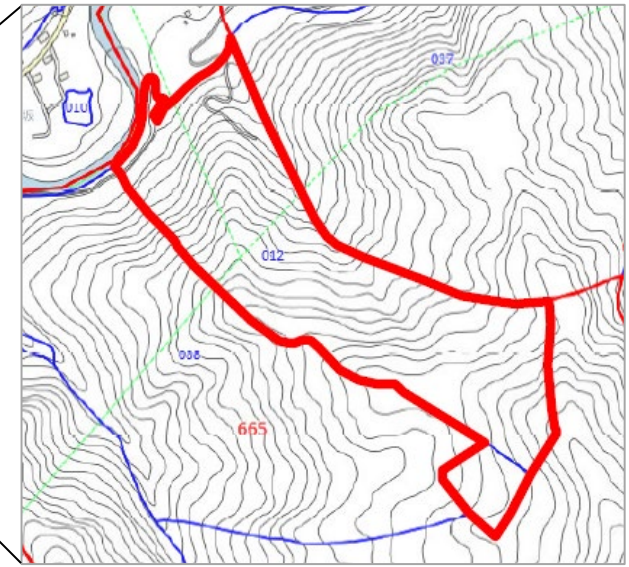


図3 対象森林

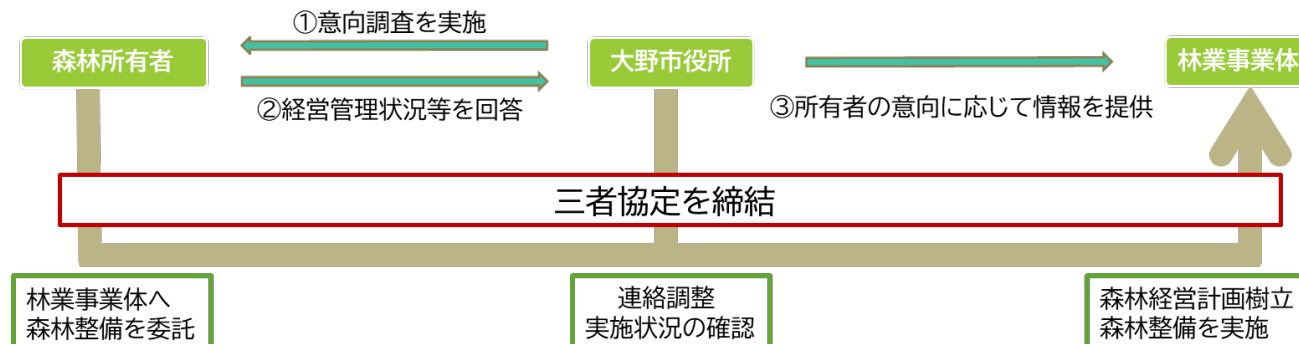
2 森林経営管理制度関連の取組

- 意向調査について
令和元年度に、15年間で一巡することとして意向調査全体計画を策定。所有者の高齢化が進み相続人の探索がさらに困難になるおそれがあることから、ダム建設等により住民がいない区域を優先。
- 森林整備の方針について
基本的に集積計画は作成せず、所有者の意向に応じて、所有者、市、森林組合とで三者協定を締結し、森林組合が経営計画を作成。
- ただし、令和6年度の意向調査箇所は、市が関与してきた土地ということもあり、集積計画を作成し、市(又は林業経営者)が経営管理を行う方針。

❖ 意向調査の選定基準

- ・ 5齢級～16齢級程度の人工林
- ・ 過去15年程度施業実績がない森林
- ・ 所有者が森林組合の組合員ではない森林

❖ 大野市森林経営管理間伐推進事業



3 九頭竜共生の森の概要

- 令和6年度に意向調査を実施した森林は、「九頭竜共生の森」という名称の人工林
- 市（旧和泉村）が村への来訪者を増やす目的で、35年前に村有林を分譲販売したもの。
- 当時、約10年生のスギ、ヒノキが植林されていた（一部40年生のスギあり）。
- 分譲販売に当たり樹種や植栽時期などを参考に、1筆あたり0.10ha~0.28ha程度に分筆（70筆）された。
- 各人で保育作業を行うこととなっているが、管理が困難な所有者は森林組合への委託制度を利用することとなっている。
- 成長した樹木は各人が自由に利用できる。

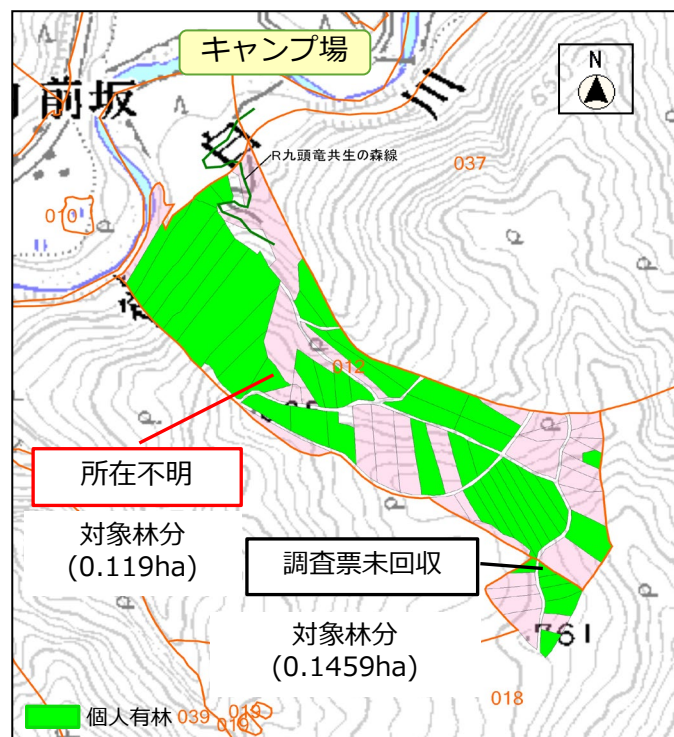


図1 対象林分位置図

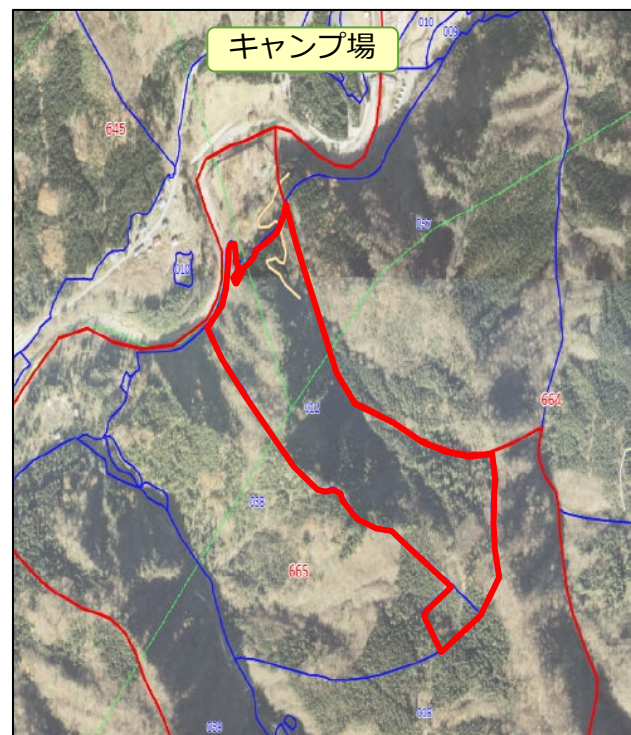


図2 対象林分空中写真

3 九頭竜共生の森の概要



キャンプ場

九頭竜共生の森線

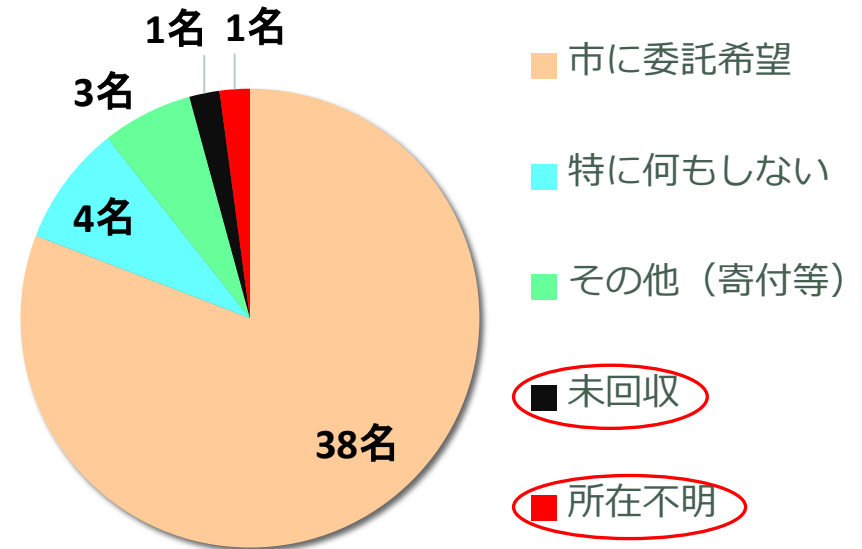
4 意向調査の概要

- 九頭竜共生の森の約7.9haにおいて、令和6年に意向調査を実施。
- 46筆、所有者47名（1筆は2名共有）に調査票を発送。
その結果、44筆、45名から回収、未提出者1名、所在不明者1名。
- 意向調査の回答結果は、市への委託希望者が38名、特に何もしないが4名、その他（寄付等）が3名であった。
- 調査票未提出者には2度催促したが連絡がなかった。
改めて意向調査票を発送し、回収に努める予定。

❖意向調査票回収状況

	筆数	所有者数	備考
調査対象	46筆	47名	
回収済み	44筆	45名	1筆は2名共有
未回収	<u>1筆</u>	<u>1名</u>	2度の催促
<u>所在不明</u>	<u>1筆</u>	<u>1名</u>	

❖意向調査回答結果



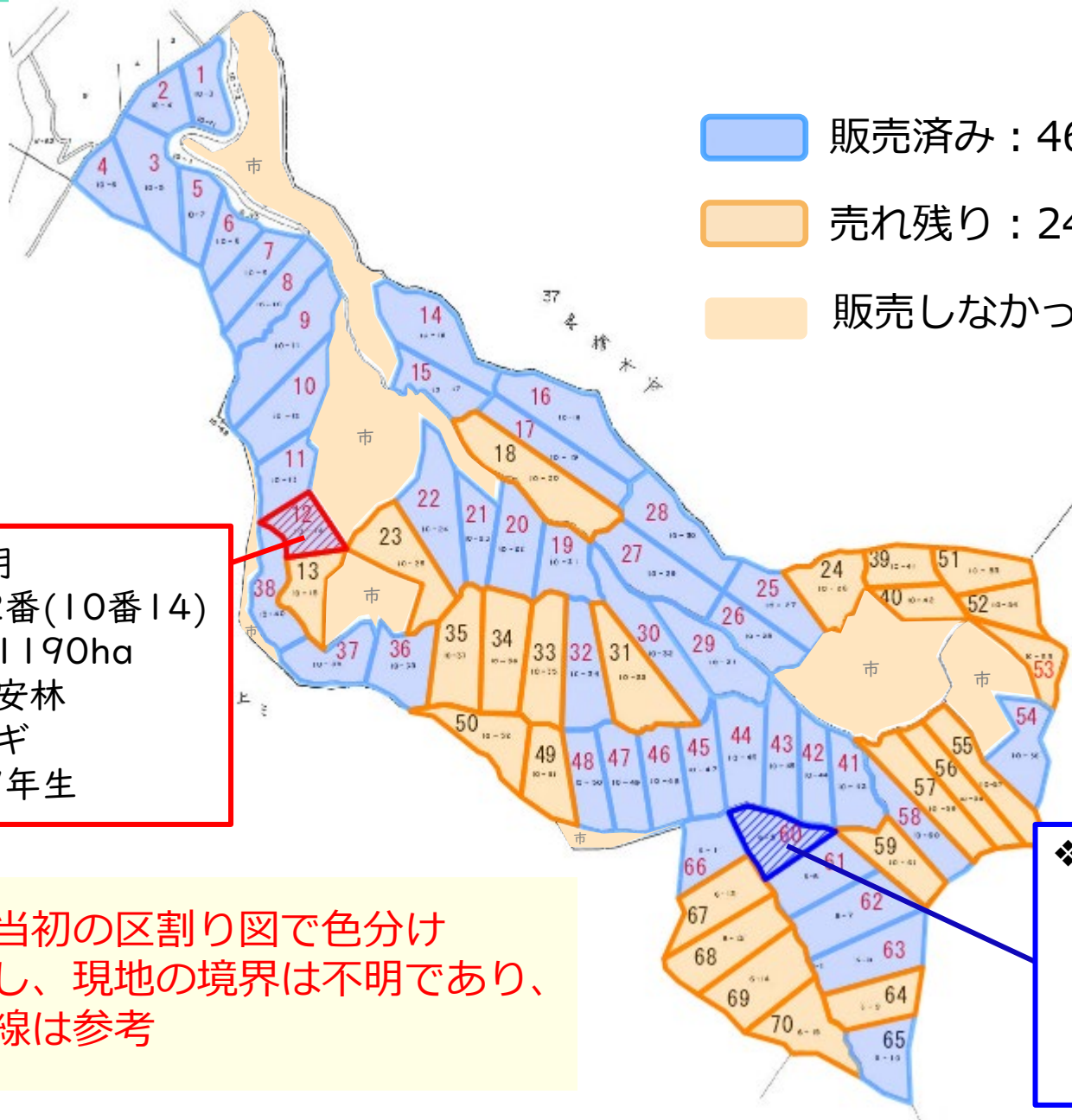
5 所有者探索の概要

森林所有者：47名（46筆）⇒所在不明者1名（1筆）

	所有者全員（47名）について、登記簿および分譲林地売買契約書をもとに、住基ネットワーク等による所有者住所の確認や、住民票（除票を含む）・戸籍関係一式を公用請求した。
R6.08	所在不明者（1名）については、登記簿、契約書、課税台帳、森林簿、林地台帳を確認し、住所を特定した（契約書のみマンションの部屋番号まで記載あり）。なお、保安林のため課税は行われていなかった。住所の所在自治体へ住民票（除票含む）、戸籍関係一式を公用請求したが、 <u>該当者は確認できなかった</u> 。
R6.12	所有者全員（47名）に対して、意向調査票を発送した。 所在不明者（1名）について、縁者が居住している可能性を考慮し、 <u>契約書上の住所宛に発送した</u> 。
R7.01	所在不明者のマンション部屋番号の現居住者から電話連絡があり、「部屋番号が間違っているのなら届ける」との申し出があった。聞き取りの結果、現居住者は約25年前に父親がマンションを購入し、居住を開始したことが判明した。 <u>前の居住者の所在は知らない</u> とのこと。

⇒ 所有者不明と判断

6 森林の所有状況など（個人有林と市有林）



販売済み：46筆

⇒ 個人有林
約7.9ha

売れ残り：24筆

⇒ 市有林
約6.9ha

販売しなかったエリア

❖所有者不明

区画：12番(10番14)

面積：0.1190ha

地目：保安林

樹種：スギ

林齢：67年生

❖意向調査未提出

区画：60番(6番5)

面積：0.1459ha

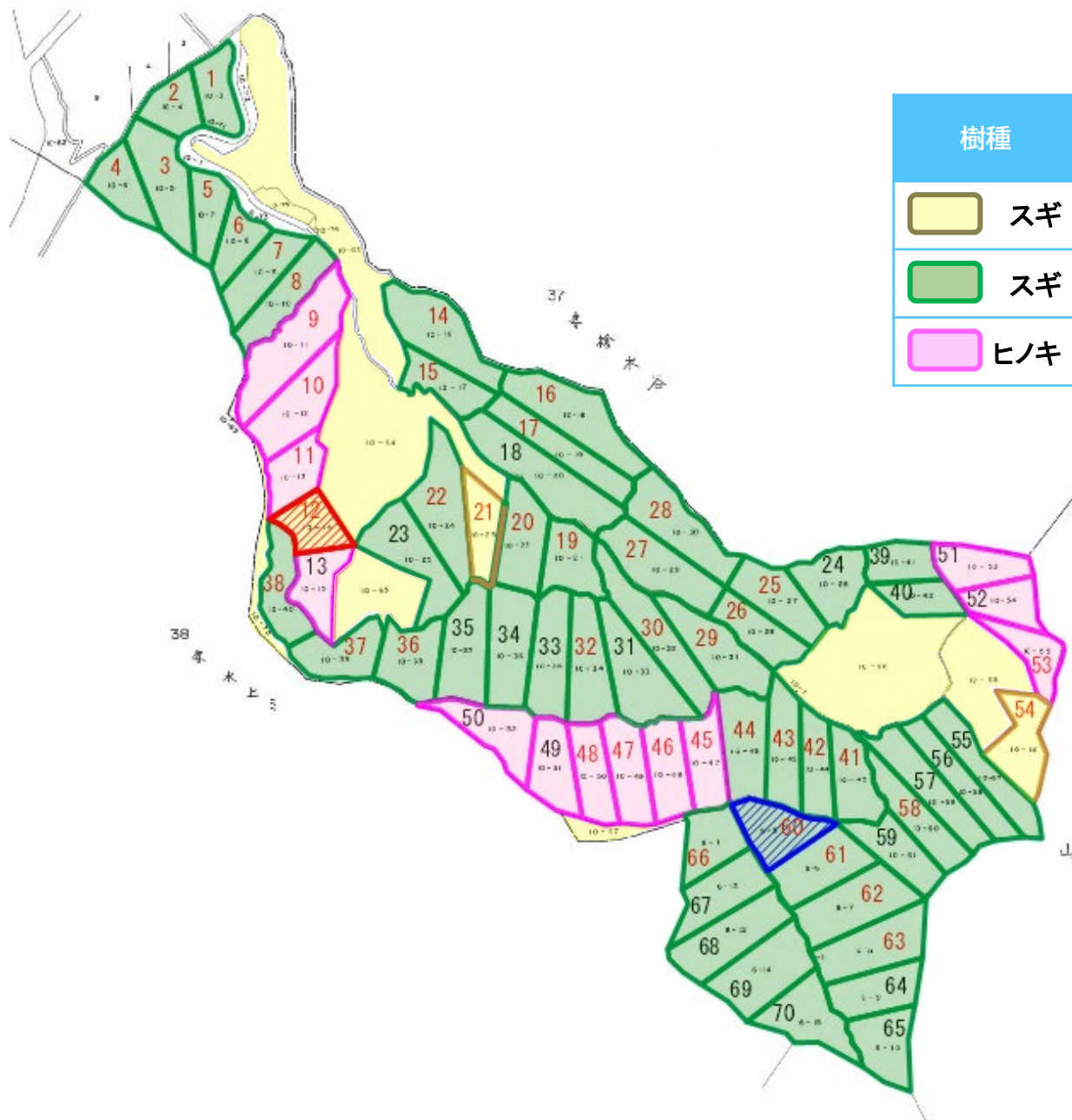
地目：山林




樹種：スギ

林齢：46年生

※販売当初の区割り図で色分け
ただし、現地の境界は不明であり、
境界線は参考

6 森林の所有状況など（樹種と林齢）



樹種	植栽年 (年)	林齢 (年生)	面積 (ha)
 スギ	1959頃	67	3.18
 スギ	1978頃	48	9.61
 ヒノキ	1978頃	48	2.06

7 これまでの管理状況

- 購入後、10～15年程度は自ら下刈り等を行っていた所有者もいた。
- 一部の所有者は森林組合に管理を委託していた。
- 他方、購入者の多くは遠方に居住しており、加えて森林管理に関する知識や経験を持たない所有者も相当数存在していた。
- こうした諸要因が重なり、結果として森林が適切に管理されず放置される状況に至った。

❖ 森林組合への委託状況

H3	旧村が雪害状況を所有者に通知し、森林組合への委託を斡旋した。その結果、所有者30名が森林組合に雪起こし作業を委託し、施業が実施された。また、市有林においても雪起こし作業が実施された。
H15,16頃	旧村が森林組合に委託して、一体的に除伐を実施した。
H19～R4	<ul style="list-style-type: none">・平成19年の施業計画に関する同意案内書類が保管されていた（所有者1名へ聞き取り）・平成24年～29年の森林組合の経営計画に36名の所有者が含まれ、・平成29年～令和4年の森林組合の経営計画に23名の所有者が含まれていた <p>➡<u>半数以上の所有者は、購入当初から引き続き森林組合に管理をまかせていた状態であったと推察される。ただし、経営計画・施業計画に基づく施業の実施記録は確認できず、実際には施業が行われていなかったものと考えられる。</u></p>
R4～	九頭竜共生の森全体(全筆)を集約化して施業を実施するため、経営管理制度により、市に権利を集積して施業を行うこととした

8 森林の現況（施業地全体）

所有者不明
森林付近

境界が不明なため、No.はおおよその位置を示すのみであることに留意。

⇒ 施業地全体で、間伐及び作業道開設を予定
⇒ 林況から判断すると、作業道のみ開設する場所が出てくると思われる。当該部分が所有者不明森林にかかる可能性がある。

	No.8 付近	No.10 付近	No.12 付近	No.47 付近	No.60 付近
樹種	スギ	ヒノキ	スギ ヒノキ	ヒノキ	スギ
成立本数 (本/ha)	1,100	800	400	800	1,300
平均胸高直 径 (cm)	30.2	28.9	30.0	31.1	24.6
平均樹高 (m)	21.6	19.5	16.9	20.9	14.6
傾斜 (度)	25	32	25	20	20

※プロットは円形100㎡



No.8付近



No.10付近



No.12付近

所有者不明森林付近

8 森林の現況 (その他写真)

現況写真



皮剥被害状況



林道起点



林道終点



9 経営管理の内容

- 現地の林分の状況や地元住民が森林整備を望んでいることから、所有者不明森林の特例等を活用して集積計画・配分計画を作成し、搬出間伐を実施する方針
- 隣接する6.90haの市有林も、一体的に搬出間伐を実施（7.90ha+6.90ha）

定めようとする経営管理権集積計画・配分計画の概要

事項	内容
筆数	46筆
面積	7.90 ha
存続期間	10年間
実施する経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 1回以上の搬出間伐を実施（剥皮被害対策含む）・ 年1回の巡視
利益還元	経費を除いた収益は、所有者に利益還元

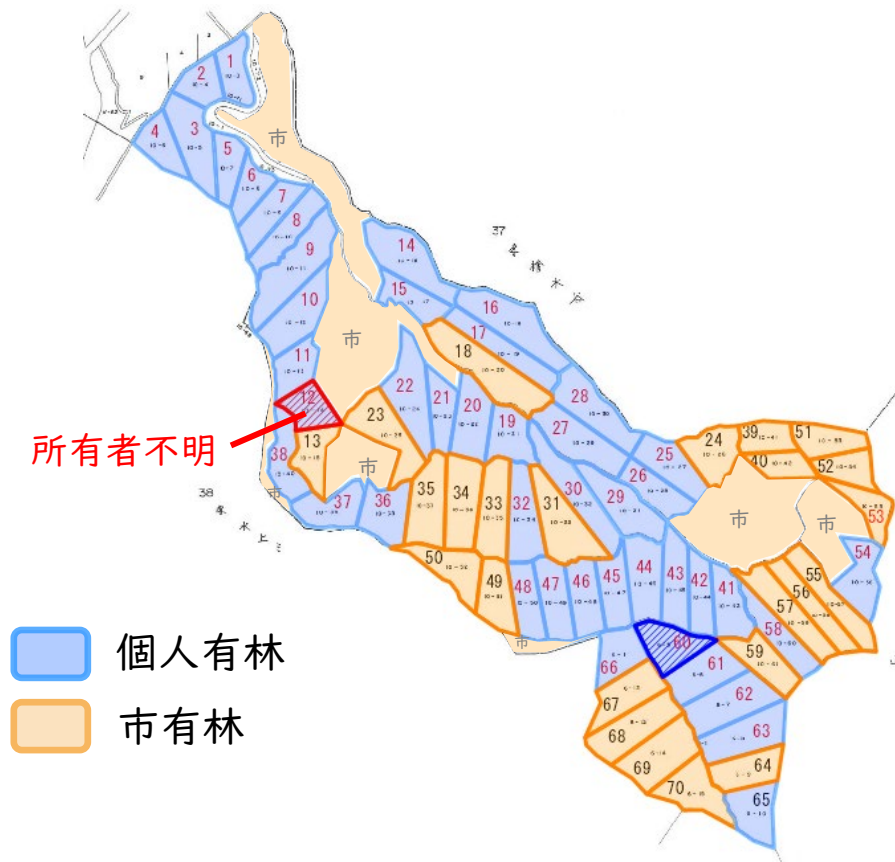
10 収益の分配方法

■ 境界について

地籍調査は行なわれていない。分譲販売した際に設置された境界杭も滅失しており、境界の確認は困難。個人有林、市有林の境界、所有者不明地の境界も不明確。

■ 金銭の分配・供託について

個人有林、市有林をまとめた全体で、登記簿面積に基づいて、収益を按分する。所有者不明地については市が供託する。



〈拡大図〉



11 検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 所有者探索について

- ・森林経営管理制度により所有者不明森林を整備するために、特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えるが、ご意見はあるか。

2. 境界不明地における、特例措置活用及び使用権設定の認可について

- ・施業地全体では搬出間伐を実施予定だが、場所によっては作業道の開設のみとなり得る状況（所有者不明森林において、作業道の開設のみとなる可能性がある）。このことから、森林経営管理法の特例措置もしくは森林法に基づく使用権設定に関する認可(森林法第50条)により実施することが考えられるが、ご意見はあるか。

3. 収益の配分方法及び供託について

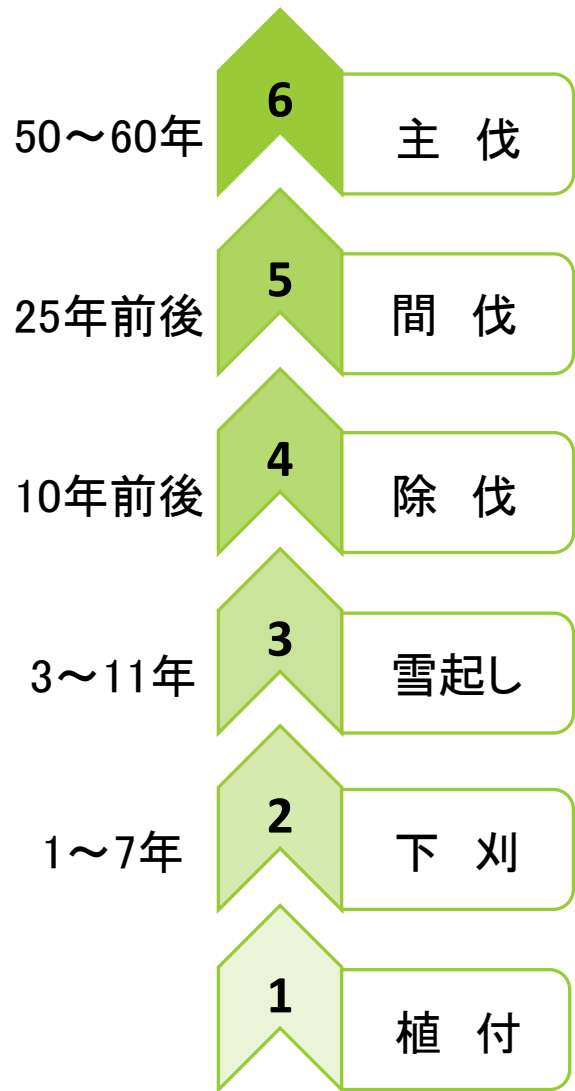
- ・所有者不明森林も含め、搬出間伐に伴う収益を所有者に還元する必要がある。その際、個々の筆の境界の明確化を省略し、面積等に基づき按分を行うことも想定されるが、ご意見はあるか。

(参考) 九頭竜共生の森の歴史

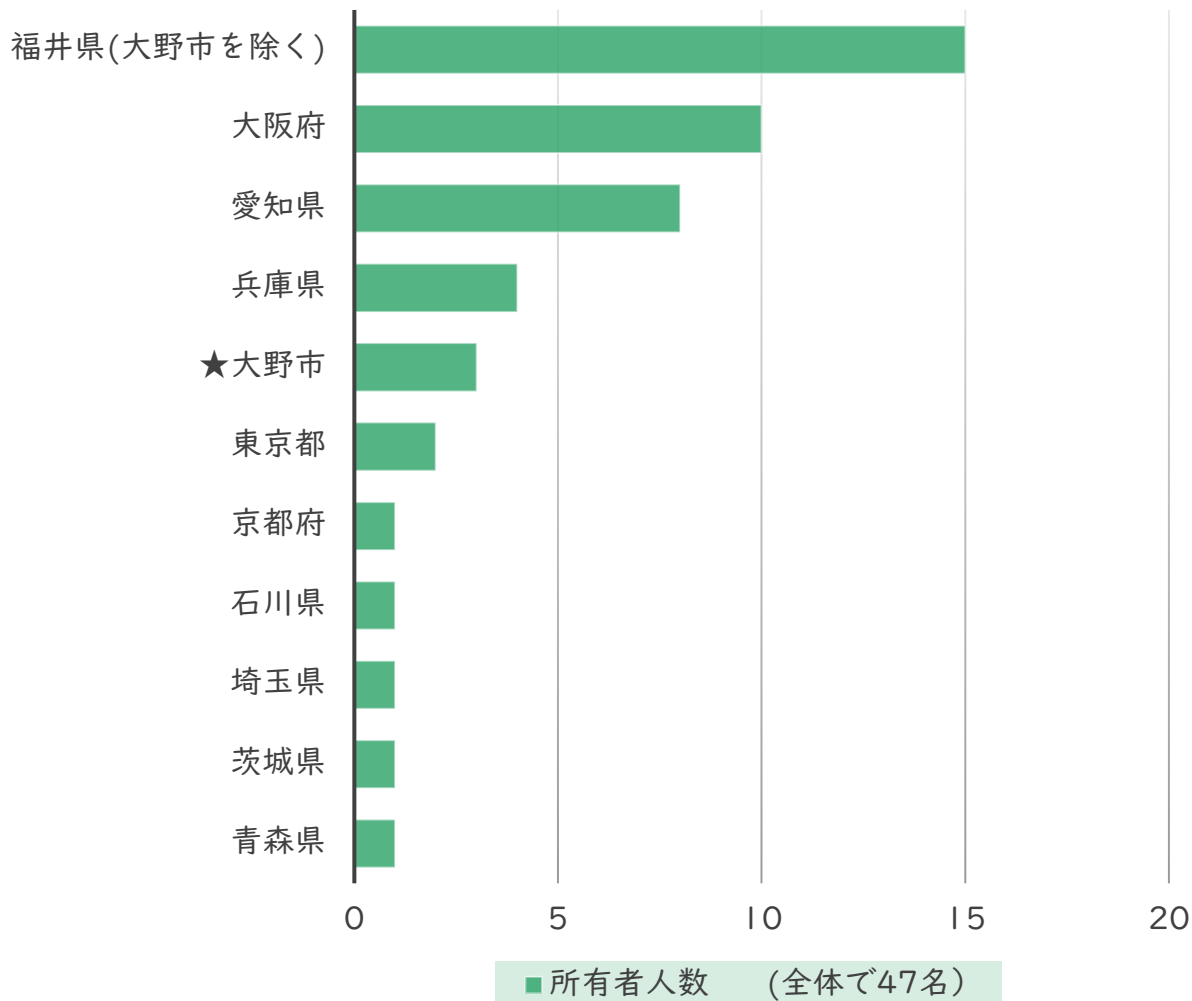
S61	<ul style="list-style-type: none">・森林を保全し、村への来訪者を増やすため、再整備中の家族旅行村に隣接する人工林を村が取得し、小字12字小中島については、保安林として地目変更を行う・林道「九頭竜共生の森線」を開設
S63	樹種や林齢等を基に、1筆あたり0.10ha~0.28ha程度に分筆登記を行う ◆ 保安林：12字小中島74筆 ◆ 山林：18字ウ山12筆
H元	村外住民を対象に分譲販売を実施（12字小中島59筆・18字山林11筆、第1次・第2次）。 ※販売について報道機関に情報提供を行った結果、地方紙や全国紙に記事が掲載され、各地から申し込みがあった。 ◆ 販売済み：7.9ha（46筆）→個人有林 ◆ 売れ残り：4.2ha（24筆）→市有林
H2	所有者を対象としたイベント（森林手入れに関する講習会および交流会）を開催し、複数年にわたり継続した。
H3	所有者対象に会員証を発行し、キャンプ場施設利用料金の割引（清掃協力費免除、各施設の利用料金2割引）の特典を付与した。
H10頃~	イベントやキャンプ場割引などもなくなり、遠方の所有者など、徐々に山林との距離が離れ始める。
H17	村が大野市に編入された後は、森林組合に林道パトロールを委託している。

(参考) これまでの管理状況

❖ 分譲林地の造林作業の目安



❖ 都道府県別所有者数（登記簿住所）



検討委員会 ⑰ケーススタディ 事前質問リスト

	質問者		質問事項	回答作成者	回答内容
1	植木委員長	資料10	・平成24年から令和4年まで、2回の経営計画の策定により、延べ59名の所有者と森林組合が施業契約(施業計画同意案内書)を交わしたと推察されるが、契約内容はどのようなものか。 ・施業の実施記録がないということは契約が成立しなかったのか、または契約は行われたが何らかの都合で組合が施業を取りやめたのか。	大野市	経営計画の策定には、所有者の同意が必要です。森林組合は、計画策定時に、所有者から「計画に参画する同意書」をもらい計画を策定しますが、九頭竜森林組合は、この段階では施業契約を交わしていません。計画の中で、林齢等が造林補助事業を活用できる施業を所有者に提案し、改めて所有者から「受託申込書」を受領しています。 共生の森は土地が小規模かつ分散しているため、効率的な一体施業が実施できないことと、林齢的に必要に迫られる作業種が特になかったため、所有者に施業の提案をしておらず、施業履歴がないと考えています。
2		資料13	10年間設定の森林経営計画・配分計画後において、搬出間伐終了後の管理・利用計画はどのようにお考えか。将来の管理方法について、現段階で何かお考えがあれば教えてください。	林野庁	今後どのように管理をしていくのか、見通しがあれば当日大野市よりお伝えいただくように致します。
3	河合委員	資料 6	意向調査の結果、「何もしない」4名と「その他」3名の扱いは以下がされるのか。 ・市への委託を勧めるのか、集積の対象外とするのか。 ・集積の対象外とした場合、境界確定が必要となると思うが、どのような方法で実施されるのか。	大野市	市への委託を承諾していただけるよう進めていきます。
4		資料15	2. 森林法に基づく使用権設定は、所有者の同意もしくは裁定が必要だと思うが、所有者不明でも設定可能なのか。	林野庁	この規定は所有者不明の場合であっても適用が可能となっております。具体的には、 ①使用権の設定に関する協議の認可に際し、都道府県知事は、土地の所有者及び関係人から公開による意見の聴取を行うこととともに、意見聴取に先立ち事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を申請者並びに土地の所有者及び関係人に通知し、かつ公示しなければならないこととし、 ②土地の所有者及び関係人を確知できない場合には、法第189条の規定に基づき①による通知の到達を擬制し、意見聴取手続きを進められるようにするとともに、 ③意見の聴取に際しては、当事者に対して証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならないこととされています。 また、認可後の協議に関しても、協議することができないときは都道府県の裁定を申請することができます。
5	村野委員	資料13	搬出間伐のみで市町村森林管理事業の事業費を上回る収益がある見込みであるか。	大野市	基本的には配分計画による実施を想定しておりますが、外周も未確定で事業費の精査はできていません。間伐材の収益は見込んでいますが、事業費を上回るかはわかりません。収益還元が難しい場合、市町村森林管理事業での実施を考えています。
6		資料15	3. 区画によって林齢が異なるものがあるが、どのように収益を按分するのか。	大野市	境界が不明瞭なため、市有林部分と合わせて、面積按分での収益還元を考えています。
7	品川委員	資料15	1. 記載内容に誤りがあるという指摘はできない。もっとも、常々申し上げているとおり、探索方法が十分なものであったか否かについては戸籍住民票等の現物に当たらなくては回答できない。	林野庁	住民票等の公的書類のご用意なくご意見を求めることとなり申し訳ありません。 恐れ入りますが、「本資料から確認できる範囲において」という前提で、ご意見をいただくことは可能でしょうか。
8			2. 森林法50条のことでよろしいでしょうか。 条文上、所有者が判明している場合でなければこの規定によることはできないように見受けられますが、下位の法規でなんらかの例外規定があるのでしょうか。 また「所有者不明森林においては間伐は行わず」とありますが、3では「所有者不明森林も含め搬出間伐に伴う収益を所有者に還元する」とのことです。一方12頁の写真では「作業道開設のみを実施予定」とあります。 しかしその12頁の写真では、相当林内が荒廃していることがうかがわれ、どのような施業かのぞましいかについて他の委員の先生方のご意見をうかがいたく思いました。	林野庁	森林法50条を意図しております。 この規定は所有者不明の場合であっても適用が可能となっております。具体的には、 ①使用権の設定に関する協議の認可に際し、都道府県知事は、土地の所有者及び関係人から公開による意見の聴取を行うこととともに、意見聴取に先立ち事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を申請者並びに土地の所有者及び関係人に通知し、かつ公示しなければならないこととし、 ②土地の所有者及び関係人を確知できない場合には、法第189条の規定に基づき①による通知の到達を擬制し、意見聴取手続きを進められるようにするとともに、 ③意見の聴取に際しては、当事者に対して証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならないこととされています。 これらの根拠は、森林法第50条ですが、そのほか下位規定として、森林法施行規則第84条第2項の「都道府県知事は、使用権を設定すべき土地の所有者及び関係人の全部又は一部が正当な理由なく法第50条第3項の規定による通知に係る意見の聴取の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。」があります。 また、認可後の協議に関しても、協議することができないときは都道府県の裁定を申請することができます。 所有者不明森林における施業について、記述が統一できておりませんでした。申し訳ございません。 施業地全体の中には、間伐+作業道部分と作業道のみ部分があり、所有者不明森林は境界が明確ではないために、どちらにもなり得るということで資料を再度整理させていただきました。 林内の荒廃状況については、当日、他の委員の方々のご意見をお伺いさせていただこうと思っております。
9		論点	今後の本件森林全体の、今後の所有の在り方です。 当初計画(森林所有権の細分化をしたこと)についての後悔の気持ちというのはお持ちとは推察します。もちろん、非難するものではなく、森林所有者の関心の移ろい易さ等の諸問題の発生を、まだ予見できる時代ではなかったということだと思います。 木の寿命は、人間が社会的責任を負いうる寿命よりはるかに長いこと、子孫を縛るべきでもないこと、など踏まえて、今後どのように問題点を回収していくのか、考えるべき時が来ていると思います。	林野庁	今後どのように管理をしていくのか、見通しがあれば当日大野市よりお伝えいただくように致します。